

伊予市役所 ☎982-1111(代)

中山地域事務所 ☎967-1111(代) 双海地域事務所 ☎986-1111(代)

市営住宅補欠入居者の募集について

都市整備課(内線595)

中山地域事務所総合窓口課 ☎967-1111

双海地域事務所総合窓口課 ☎986-1111

平成20年度市営住宅補欠入居の希望者を次のとおり募集します。今回の募集は、平成21年3月31日までの間に空家となり入居可能となった住宅が対象となります。

■募集対象住宅

○本庁地区：鳥ノ木団地、新川団地、安広団地、鹿島住宅

○中山地区：竹之内住宅(3戸)、門前住宅(3戸)、寺尾団地(1戸)、豊岡団地(1戸)、泉町三住宅、泉町団地・門前団地(特公賃)

○双海地区：夕やけ団地(1戸)、双海団地、星住宅、あかね団地、二瀬団地(1戸)、下灘団地、清流団地(特公賃)(2戸)

※()内は、1月1日現在の空家の数です。

■家賃

入居者の所得や対象住宅の立地条件、規模、建築経過年数などに応じて決定します。

■入居申込資格

○伊予市に住所又は勤務場所を有する方

○地方税等を滞納していない方

○現に同居又は同居しようとする

る親族の有る方(条件により単身者も可)

○所得が公営住宅法に定める基準に合っている方(各種控除後の月額が20万円以下の方)ただし、特定公共賃貸住宅にあつては、特定優良賃貸住宅法に定める基準に合っている方(各種控除後の月額が20万円を超える方)

○その他、公営住宅法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に適應する方

○入居申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である場合には、入居資格がありません。

■選考方法

伊予市営住宅管理条例に基づき選考します。(母子、高齢者、心身障害者世帯等)については、優遇措置があります。

■申込受付期間

2月12日(火)～20日(水)(土・日曜日を除く8時30分～17時30分)、都市整備課、又は、各地域事務所総合窓口課で受け付けを行います。

ストップ・ザ 悪質商法 ④

「名士の方々に勧めている」と自尊心をくすぐり・・・

訪問してきた業者から「地元の名士の方々に勧めている」と美術全集の購入を勧められた。その際に見せられた購入者名簿の中に知人の名前があり、この人も買っているのならと思い契約した。後日、知人に確認したところ、購入していなかった・・・。

ひとこと助言

「名士の方々に勧めている」などと言い、自尊心をくすぐり商品を購入させる商法です。購入者名簿などの内容については疑わしいため信用しないように、価格と必要性を十分検討して、契約は慎重に行うようにしましょう。

訪問販売の場合、契約書などを受け取った日から8日以内に書面で通知すれば、契約解除(クーリング・オフ)ができますので、ご相談ください。

■相談窓口 愛媛県消費生活センター ☎925-3700

一戦没者等のご遺族の皆様へ
特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

過去に弔慰金を受給されたことがあり、平成17年4月1日以降申請されていない方、又は、新たに受給権者となられたご遺族の方は手続きを行ってください。

■請求期限 平成20年3月31日(月)

一戦傷病者の妻の方へ
特別給付金が支給されます

平成18年10月1日に、増加恩給、傷病年金、障害年金等を受けている戦傷病者の妻の方、前回受給権を有していた戦傷病者の方が死亡された場合の、その妻の方等へ、10年償還若しくは5年償還の記名国債が支給されます。

■請求期限 平成21年9月30日

■問い合わせ 福祉課(内線526)又は各地域事務所総合窓口課。

**期限内に正しい申告を！
市・県民税の申告は3月17日(月)まで**

税務課（内線531〜534）

市・県民税の申告は、平成20年度分の市・県民税、国民健康保険税を計算するための大切な資料となりますので、**3月17日(月)まで**に申告をお願いします。

なお、申告期間中は大変混み合います。申告書を郵便で提出することもできますので、ご利用ください。(別途配布した「平成20年度分市民税・県民税申告説明書」を参考にしてください。)

※所得税確定申告は税務署へ申告をお願いします。

申告をしないと…

- 税金の計算で各種の控除が受けられませんか
- 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置等が受けられません
- 所得証明書や課税証明書の発行ができません

国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者も必ず申告を！

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の計算には、前年の所得の申告が必要です。前年中にまったく所得がなかった場合や

所得が遺族年金や障害年金のように、市・県民税では非課税となる場合にも必ず申告をしてください。申告のない場合は、軽減措置の適用が受けられなくなりま

市・県民税で住宅借入金等特別税額控除を受けようとする方

市・県民税での「住宅借入金等特別税額控除」の適用を受けようとする方のうち、給与所得者で職場での年末調整を受けており、所得税の確定申告をしない方は、「住宅借入金等特別税額控除申告書(確定申告を提出しない納税者用)」を、3月17日(月)までに、市に提出してください。

市のホームページ(<http://www.city.yokohama.jp/>)で申告書を作成

※対象になる方など制度の詳細は、「広報いよし1月号」をご覧ください。

市・県民税の申告は
3月17日(月)まで!



申告が必要な方	
○平成20年1月1日現在において伊予市に居住している方で、「申告が不要な方」に該当しない方 (例) ・平成19年中に営業・農業・不動産(地代・小作料等を含む)・日雇い・アルバイト等の収入があった方 ・給与所得者で給与以外の所得があった方(給与以外の所得が20万円以下で、所得税の申告が不要な方も市・県民税の申告が必要です。) ・給与所得者で年末調整を受けていない方 ・生命保険満期等の受取金・生命保険契約に基づく年金(個人年金)、配当金等があった方 ・国民健康保険に加入している方 ・所得がないが、家族の扶養にもなっていない方	
申告が不要な方(申告義務免除)	
	医療費控除など、各種の所得控除を受けようとする場合は申告してください。
給与所得者	平成19年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
公的年金等受給者	公的年金等(国民年金・厚生年金など)の所得のみの方
所得税確定申告書を税務署に提出している方	
申告に必要なもの	
印鑑・筆記用具・電卓	印鑑は認印でかまいません
所得計算に必要な書類 ・源泉徴収票 ・収支内訳書	給与、公的年金等の所得⇒「源泉徴収票」 事業・不動産⇒「収支内訳書」(収入、経費を必ず集計しておいてください) 固定資産税課税明細書等
医療費の領収書	医療費控除を受ける場合に必要です。事前に集計しておいてください。
保険料等の証明書	国民健康保険税、健康保険料、国民年金ほか ※国民年金保険料については「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要 生命保険料・地震保険料の支払証明書
本人名義の金融機関・口座番号の分かるもの	所得税確定申告で還付が発生した場合に必要です。

中山地区

日	対象地区名	申告受付会場
2/ 18(月)	年金所得関係	中山地区公民館 (保健センター 講義室)
19(火)	柚之木・大矢	
20(水)	坪井・野中	
21(木)	栗田2・栗田3・東町	
22(金)	泉町1・泉町2・添賀	
25(月)	泉町3・泉町4	
26(火)	豊岡1・豊岡2	
27(水)	栃谷・障子ケ谷・重藤	
28(木)	影之浦・小池	
29(金)	山口・柿谷・犬寄	
3/ 3(月)	村中・中替地・影浦	
4(火)	源氏・赤海・安別当	
5(水)	日浦・梅之木・坪之内	
6(木)	榎峠・竹之内・長沢団地	
7(金)	日南登・平村	
10(月)	上長沢・梅原・永木	
11(火)	門前・漆	
12(水)	福住・福岡・高岡	
13(木)	下長沢・福元・平沢	
14(金)	中山地区全域	
17(月)		

双海地区

日	対象地区名	申告受付会場
2/ 25(月)	年金所得関係 (別途案内している方)	双海地域事務所
26(火)	高野川・小網	
27(水)	灘町・城ノ下	
28(木)	三島・岡・日尾野・粒野	
29(金)	大栄・奥大栄・両谷	
3/ 3(月)	高見・東峰・犬寄・久保	
4(火)	本郷	
5(水)	塩屋・唐崎	
6(木)	本谷・石久保・関住・富岡・日喰	
7(金)	奥東・奥西・池ノ久保	
10(月)	上浜・下浜	下灘コミュニ ティセンター (1階健康相談室)
11(火)	本村・富貴・松尾・壺神・満野空・満野浜	
12(水)	下灘地区全域	
13(木)	双海地区全域	双海地域事務所
14(金)		
17(月)		

■市・県民税の申告受付日程

◇受付時間 9:00~11:00、13:00~16:00

本庁地区

日	対象地区名	申告受付会場	
2/ 14(木)	事業所得関係 (別途案内している方)	伊予市市民会館	
15(金)			
16(土)	年金所得関係 (別途案内している方)		
18(月)	灘町・湊町		
19(火)	米湊		
20(水)	下吾川(鳥ノ木・新川を除く)		
21(木)	新川		
22(金)	鳥ノ木		
23(土)	郡中地区 (事業所得関係-別途案内している方)		
25(月)	上吾川		
26(火)	大平地区 (事業所得関係-別途案内している方)		大平地区公民館
27(水)	鶴崎・両澤・唐川		
28(木)	平岡・大平		
29(金)	三秋		中村地区公民館
3/ 1(土)	中村地区 (事業所得関係-別途案内している方)		
3(月)	森		
4(火)	本郡・尾崎		
5(水)	中村・三島・市場		
6(木)	稲荷		
7(金)	下三谷		
8(土)	上野地区 (事業所得関係-別途案内している方)	上野地区公民館	
10(月)	上三谷		
11(火)	上野		
12(水)	宮下		
13(木)	八倉		
14(金)	本庁地区全域		
15(土)			
17(月)		伊予市市民会館	

※本庁地区では、今回から受付会場を市民会館又は地区公民館へ統合しております。そのため、地域によっては会場が変更されておりますのでご注意ください。

所得税の確定申告も 3月17日(月)までに！

平成19年分の所得税の確定申告の税務署窓口での相談及び申告書の受け付けは、2月18日(月)から始まります。なお、税務署の閉庁日(土・日曜日、休日等)は、相談及び申告書の受け付けは行いませんが、郵送又は税務署の時間外収受箱に投函することにより、提出することができます。

(※松山税務署では、2月24日・3月2日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います。)

◎申告書はホームページから入手できます！

確定申告の用紙は、税務署又は市役所に置いていますが、国税庁ホームページからも所得税の確定申告書を作成することができます。(国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>)

■問い合わせ 松山税務署及び電話相談センター(☎941-9121)

短期人間ドックの助成を廃止します

保険年金課（内線545）

伊予市国民健康保険の加入期間が1年以上で、40歳以上75歳未満の方（老人保健に該当していない方）を対象に、検診にかかった費用の7割（26,600円を上限とする）を助成していましたが、

平成20年度より、新しい健診制度（特定健診）を実施するため、短期人間ドックの助成を平成20年4月1日から廃止します。

乳幼児医療費助成制度について

保険年金課（内線524）

平成20年4月1日から乳幼児医療費助成制度が変わり、外来医療費が就学前まで助成されるようになりました。

格証を送付します。

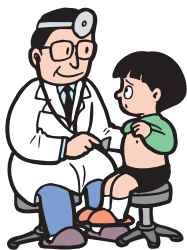
■外来医療費助成期間が

拡大されました

これまで、3歳に達した日の月末まで外来医療費助成を行っていましたが、平成20年4月診療分以降から、就学前（6歳に達した日以降における最初の3月末日）まで助成されます。

■新しい受給資格証の送付

3月末日までに、外来医療費助成期間を拡大した新しい受給資格



後期高齢者医療の被保険者も
はり・きゅう施術の助成を行います

保険年金課（内線545）

75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の国民健康保険などの医療保険の被保険者だった方はもちろん、健康保険組合や船員保険、共済組合等の被扶養者だった方もすべて、4月から後期高齢者医療制度に移行します。

後期高齢者医療の被保険者も、伊予市国民健康保険の被保険者と同じように、はり・きゅうの助成を行います。健康の保持増進を目的とした事業です。市に登録している施術所で受けてください。

■実施年月日

4月1日

■助成を受けることができる施術所

藤岡針灸治療院、福岡治療院、久保治療院、松本総合治療院、吉田針灸治療院、利岡針灸治療院、とりの木鍼灸院、まこと治療院

■施術所へ持っていくもの

愛媛県後期高齢者医療の被保険者証、印鑑

■助成割合など

施術料（1施術1,190円、2施術1,490円）の7割を助成します。残りの3割分は施術所で支払ってください。

乗らなくなったバイクをそのままにいませんか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在において、ナンバーの登録がある軽自動車・原付・小型自動二輪車の所有者に対して課せられます。

乗らなくなった車両がある場合は、3月末日までにナンバーの返納手続きをしてください。

車両の譲渡があり、名義変更をしていない方も、同様に手続きをしてください。

■問い合わせ 税務課（内線531）

■助成の限度

1人につき、1日1回、1か月に10回が助成の限度です。

裁定請求書の事前送付について

保険年金課（内線547）

年金は、受給資格を満たしたからといって、自動的に受けられるわけではありません。初めて年金を受けられる場合には、受給者となる本人が、年金を受けるための手続き（「裁定請求」）をしなければなりません。そのときに必要となる届出書が「裁定請求書」です。この届出書を社会保険事務所などで受け取り、必要事項を記入の上、提出することになります。

社会保険庁では、社会保険業務センターが管理している年金加入記録により、老齢基礎年金の受給要件が確認できた方に対して、年金加入記録をあらかじめ印字した「裁定請求書」を、年金支給開始年齢に達する3か月前に、本人あてに送付しています。

送付対象者は、年金の受給資格があり、60歳及び65歳で受給権が発生する方です。また、「裁定請求書」には、基礎年金番号・氏名・生年月日・年金加入履歴などがあらかじめ印字されています。内容をよく確認して、裁定請求する際に活用してください。

※「裁定請求書」は3か月前に送付されますが、裁定請求書の提出日及び戸籍謄本・住民票等の発行日に

ついては、受給権発生日（誕生日の前日）以降になりますのでご注意ください。

「ねんきん特別便」が送付されます

基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録について、平成19年11月から名寄せ作業を開始し、その結果、皆さんの基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に、平成19年12月から平成20年3月までの間に、「ねんきん特別便」が順次送付されます。

それ以外のすべての方にも、順次「ねんきん特別便」が送付されます。

○年金受給者の方へは、平成20年4月から5月までの間

○現役加入者の方へは、6月から10月までの間

※「ねんきん特別便」による確認及び手続きを経て、はじめて記録が結びつきます。ご自身の年金記録に記載漏れや誤りがないかを確認の上、必ず手続きをしてください。

■問い合わせ 「ねんきん特別便専用ダイヤル」 ☎057010581555

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務（簡易な修理は除く）は、次の当直水道指定工事業者ににご相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
2	2(土)	K・シマダ	下吾川 983-6553
	3(日)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
	9(土)	(有)栄電機設備	中山 967-1318
	10(日)	(株)伊予設備	米 湊 983-4613
	11(月)	岩井水道工業所	大 平 983-3066
	16(土)	藤岡工業(株)	上 灘 986-0350
	17(日)	豊田設備	下吾川 982-6867
	23(土)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
3	24(日)	未来設備	尾 崎 983-5282
	1(土)	功栄設備	中 村 982-5888
	2(日)	(有)升田金物店	出 漕 967-0067

※業者への依頼は、8:00~17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地内側の修理は、全て有料です。

= 市内の交通事故状況 =

(12月末日現在)

	12月	累計	前年比
発 生	19件	242件	- 3件
死 者	0人	5人	+ 2人
傷 者	25人	308人	-12人

シートベルトを正しく着用しましょう!

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(12月末日現在)

	12月	累 計	前年比
侵 入 盗	0件	66件	- 100件
自 動 車 盗	0件	6件	+ 2件
オ ー ト バ イ 盗	0件	12件	+ 5件
自 転 車 盗	0件	50件	- 2件
車 上 ね ら い	2件	40件	+ 7件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
平成19年中の火災発生・救急出場状況報告

伊予消防署 ☎ 982-0657

■火災発生状況

平成19年中における市内の火災件数は16件、損害額は約9,200万円以上(1件調査中)でした。昨年と比較すると、件数では1件の減少となりましたが、損害額では、工場火災の影響もあり、約3,800万円以上(1件調査中)の増加となっています。

出火原因はさまざまですが、中でも「放火・放火の疑い」の火災が11月中に連続で3件発生しました。家の周りに燃えやすいもの、また、ゴミ集積場には収集日以外

の日及び夜間に、ゴミを置かないよう心掛けてみましょう。

火災はちょっとした油断や不注意から発生するものが大半です。尊い命や財産を守るためにも、皆さん一人ひとりが火災予防に努めましょう。

■救急車の出場件数

平成19年中の救急車の出場件数は、1,762件で、1,699人を搬送しました。伊予市民の約23人に1人が利用したことになりました。

■平成19年中の火災発生状況(※調査中の1件は未計上)

区分	H19年	H18年	前年比
件数	16	17	-1
損害額(千円)	※92,075	54,043	
建物			
件数	11	10	+1
焼損面積(m ²)	※1,696	404	
焼損表面積(m ²)	※12	13	
損害額(千円)	※91,879	48,419	
林野			
件数	0	2	-2
焼損面積(a)	0	31	-31
損害額(千円)	0	0	±0
車両			
件数	1	4	-3
損害額(千円)	20	2,885	-2,865
船舶			
件数	1	0	+1
損害額(千円)	176	0	+176
その他			
件数	3	1	+2
損害額(千円)	0	2,739	-2,739
り災世帯数	3	6	-3
り災人員	11	22	-11
負傷者数	0	6	-6
死者	2	0	+2

■出火原因と件数

原因	件数	原因	件数
たき火	4	取灰	1
放火・放火の疑い	3	風呂かまど	1
ストーブ	1	その他	1
たばこ	1	不明・調査中	3
溶接器	1	計	16

「緊急自動車のサイレン音量について」
けたたましくサイレンを鳴らしながら走る緊急自動車。緊急自動車のサイレンの音量は法律等により『その自動車の前方20mの位置において90〜120dBでなければならぬ』と定められています。(保安基準第49条第1項、細目告示第231条第2号関係) 簡単に言うと火事や救急などの災害で出場する際に、周りに良く聞こえるように大きくして

「緊急自動車のサイレン音量について」

救急車は、だれでも要請さえすれば利用することができ、一部では「救急車で病院に行く」と早く診てもらえる」と思い込まれ、救急車に頼らなくてもよかつたと思われる軽い症状の方や「急を要する病気ではないが、どこの病院に行けばよいか分からないので呼ぶ」などの安易な要請が多くみられるため、出場件数増加の大きな原因になっています。
生命にかかわる傷病者の搬送に支障をきたす恐れもありますので、緊急性のない軽いケガや病気のときなど、119番する前に、自家用車やタクシーが利用できるか、今一度検討してみてください。

■伊予市管内の火災と救急出場件数(12月末日現在)

種別	12月分			累計(1月から)		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災件数	1	1	0	12	2	2
	2			193	193	193
				219	219	219
救急出場件数	126	12	15	1,350	193	1,762
	153			193	193	193
				219	219	219

火災・救急 → 119
火災救急病院 案内 982-5959

最近では、サイレンの音量はその基準を満たす範囲で『強』と『弱』の切り替えができるようになっていきます。

---お願い!---

救急車を要請する際、よく「サイレンを鳴らさないで来てほしい」と言われますが、救急車は安全・迅速に患者を搬送するための緊急自動車です。深夜の出勤や住宅地を走行する際には、できる限り音量を『弱』に切り替えるよう心掛けていますので、ご理解いただけますようお願いいたします。